

会 議 録

| | | | |
|---------------|--|--|-------------------------------------|
| 会 議 録 | 平成29年度 山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議（第2回） | | |
| 開 催 日 時 | 平成29年10月19日（木）14時～16時 | | |
| 開 催 場 所 | 小野田保健センター1階 健康増進室 | | |
| 出 席 者 | 小野田ボランティア連絡協議会 秋本和美 山口県理学療法士会 江本尋美 一般社団法人小野田歯科医師会 岡野洋三 山口県作業療法士会 永富恵子 山陽ボランティア連絡協議会 水田愛子 山陽小野田市民生児童委員協議会 森川繁夫 | 山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会 市 民 代 表 厚 狭 郡 医 師 会 山陽小野田薬剤師会 小野田在宅介護者の会とらいぼっど | 上村篤子 大田博美 嶋田修士 藤原哲 村田晴美 |
| 欠 席 者 | 市 民 代 表 麻野美智子 山口県看護協会小野田支部 伊藤泰枝 養護老人ホーム長生園 今 田 格 学識経験者（宇部フロンティア大学） 江藤真紀 特別養護老人ホーム高千帆苑 川野広子 厚狭郡医師会 田中俊朗 市 民 代 表 野村智香 小 野 田 医 師 会 萩田勝彦 山陽小野田市老人クラブ連合会 平 田 武 山陽小野田市社会福祉協議会 水田三代春 | 委 員 数 21人 出席者数 11人 欠席者数 10人 | |
| 事務担当課 及び職員 | 健康福祉部長 河合久雄 高齢福祉課主幹 塚本晃子 高齢福祉課補佐 河上雄治 地域包括支援センター所長 荒川智美 高齢福祉係主事 光永直樹 | 高齢福祉課長 吉岡忠司 高齢福祉課技監 尾山貴子 高齢福祉課主査 石井尚子 高齢福祉係長 古谷雅俊 | |
| 会 議 次 第 | 1 健康福祉部長挨拶 2 副会長挨拶 3 議事（審議事項） 第7期高齢者福祉計画（案）（第3章、第4章について） 4 その他 | | |
| 会 議 結 果 | 1 について 健康福祉部長が挨拶を行った。 2 について 副会長が挨拶を行った。 3 について 事務局が、第7期高齢者福祉計画（案）について説明した。 | | |

この第7期高齢者福祉計画（案）は今年度実施した5つの調査結果と前回の会議でいただいた意見を基に作成したものである。

本日は、第1章から第5章のうち第3章と第4章の説明をする。第3章で、この計画の基本方針及び六つの基本事業の概要を説明し、第4章でそれぞれの基本事業についての具体的な施策を説明する。

事務局が第7期高齢者福祉計画（案）第3章、第4章の第1節、第2節について説明した。

○質疑応答は、以下のとおり。

委員：平成27年度から「医療相談室」を設置したとあるが、どこに設置したのか。

事務局：この「医療相談室」とは、一般向けのものではなく、ケアマネジャーなどの専門職向けのものであり、小野田医師会の訪問看護ステーションに設置している。

委員：ここまでに在宅介護者に対する支援について何も出てこないが、どう考えているか。

また、地域づくりをするにしても集まる場所がない地域もあると聞くが、全国の空き家率が13、5%と高い中この空き家を活用できないか。そして地域づくりを進めてもなかなか地域での生活を支えてくれる人が出てこないと思うが、どのように考えるか

事務局：確かにここまでは、直接的に在宅介護者に対する支援という文言を使ったものはでてきていないが、17ページに挙げている切れ目ない在宅医療・介護連携提供体制構築業務は、在宅介護においても医療を受けられる体制整備であり、また、18ページの生活支援サービス体制整備事業も一人暮らし高齢者や在宅介護者を地域で支えていくためのものであるため、広く考えれば、在宅介護者に対する支援につながるものだと考える。

また、18ページに挙げている支え合いの地域づくり推進協議体のことは、時間の都合上、詳しい説明は差し控えるが、現在地域でどのような支え合いができるかということ各校区ごとで話し合いをしている状況である。

これが発展していけば、少しずつ身近なところで支え合いが受けられる体制をつくっていけると考え、この事業を進めている。

| | |
|--|---|
| | <p>委員：山口県では、現在約2,280人の介護人材が不足していると聞いたことがあるが、山陽小野田市ではこの問題に対してどのように考えているか。</p> <p>事務局：例えば、小中学校の授業の中で子どもが介護現場を体験するといったこと等、対策を検討していきたい。</p> <p>委員：いきいき介護サポーターとは、どの程度の年齢の人がどのような活動を行っているのか。 介護施設等のみでの活動で、在宅での買い物支援等を行っているのか。 また、いきいき介護サポーターを認知している人は少ないように思う。</p> <p>事務局：年齢については、7ページに載せているとおりで、1号被保険者と2号被保険者で分けて登録をしている。ボランティアの内容は、主にレクリエーションに参加する高齢者の支援、食事の配膳、施設内の移動支援、話し相手等である。 在宅での活動に関しては、現在は体制を確立できていないが、今後できるように検討していくとともに、制度の周知を図っていきたい。</p> <p>委員：在宅の方に対して必要なのは生活支援だと思うが、NPO法人でNALCという組織が全国ネットで時間預託を用いたボランティアを高齢者だけに限らず、行っている。こういったシステムを介護支援ボランティア制度とくっつけて進めていくことはできないだろうか。</p> <p>委員：介護支援ボランティアに登録している方から、次の世代の人が入ってこないと聞いたことがある。1号、2号被保険者だけではなく、中学生くらいから登録できるようにすれば、いきいき介護支援サポーターを中心に市全体でボランティア活動の輪を広げていけるのではないかと思います。</p> <p>事務局：この計画の中に時間預託との文言は出てこないが、時間預託のことは以前から委員に提案していただいていたいて、NALCのことも勉強しているところである。 これを介護支援ボランティアの中で取り組めるかということを考える一方、時間預託制度を調べていくと、顔が見える集団の中で行うのが現実的であるとも感じて</p> |
|--|---|

いる。

介護ボランティア制度か生活支援サービス体制整備事業のどちらからで推進していきたいが、地域の方々と話し合いを行い、検討していきたい。また、アンケート結果でも支援をする担い手がないという声が多かった。委員が言われていたように若い世代を含めて進めていけるよう皆様から意見をいただきながら方向性を考えていききたい。

以上で第7期高齢者福祉計画（案）第3章、第4章の第1節、第2節についての質疑応答は終了となった。

次に事務局が第7期高齢者福祉計画（案）第4章の第3節、第4節について説明した。

○質疑応答は、以下のとおり。

委員：高齢者相談事業というのは、民生委員が行っている心配事相談のことか。また、寝たきり高齢者介護見舞金支給事業とあるが、昨年度まで民生委員がする実態調査をもとに、対象者に見舞金を支給していた事業とはなにが違うのか。

事務局：高齢者相談事業についてはそのとおりである。これまで実施していた寝たきり高齢者介護見舞金支給事業については、平成28年度をもって廃止したが、平成30年度からは対象者を限定して行う予定である。

委員：30ページにある緊急時短期入所事業は、どのような方が対象で、32ページの生活管理短期入所との違いは何か。また、生活管理短期入所の見込みが過去の実績と比べ増えているのはなぜか。

事務局：緊急時短期入所事業の対象となるのは、介護認定を受けており、1ヶ月の介護保険サービスの支給限度額を使いきった方が、緊急に短期入所が必要になり介護給付内で同様のサービスが利用できない場合である。生活管理短期入所は、介護認定を受けていない方を対象としている。ここでの見込みについては、緊急で短期入所が必要になる方がどの程度になるか、なかなか読めないこともあり、

市が対応できうるであろう数字を挙げている。

以上で第7期高齢者福祉計画（案）第4章の第3節、第4節についての質疑応答は終了となった。

次に事務局が第7期高齢者福祉計画（案）第4章の第5節、第6節について説明した。

○質疑応答は、以下のとおり。

委員：療養型介護施設が介護医療院に移行すると説明があったが、療養型介護施設とはどこがあるのか。

事務局：市内では小野田赤十字病院、隣の宇部市では宇部西リハビリテーション病院である。

委員：日赤病院の療養型介護施設のベッド数は8床だが、介護医療院に移行するとベッド数もそのまま移行となるのか。

事務局：時期が延びてはいるが、療養型介護施設は国が廃止すると方向性が出ているため、日赤病院からはそれ以前に介護医療院に移行するつもりで、正確なことはまだ決まっていないが、8床すべてを介護医療院に移行する予定と聞いている。

介護医療院が創設されることで、他の病院で医療から介護に移行される部分も出てくる可能性があり、そうすると介護給付費にも影響がでてくるため、しっかりと動向を見ていきたい。

委員：要支援1、2の方のサービスは介護保険から外れるようになったのか。

事務局：要支援1、2の方の通所介護と訪問介護が総合事業に移行した。介護認定認定をうけなくても、簡単な項目のチェックリストに該当すれば、通所介護と訪問介護が受けられるようになった。ただ福祉用具のレンタルなど、通所介護と訪問介護以外は今までどおり認定が必要になる。

委員：そのチェックリストを判定するのはどこなのか。

事務局：チェックリストは、基準が国で決められておりケアマネ、包括、介護保険の窓口で行う。

以上で第7期高齢者福祉計画（案）第4章の第5節、第6節についての質疑応答は終了となった。

4 その他について

事務局が地域密着型サービス事業者の指定予定について現在の状況を報告した。

第6期高齢者福祉計画に基づき整備を進めている厚狭地区の地域密着型サービス事業所である地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護施設を併設する施設については、委員の皆様においては2年前の委員就任直後の年末年始に事業所の審査に御協力いただいたこと感謝申し上げます。

当初、今年5月から10月に開設予定だったが、用地の造成の遅れや入札の不調により完成が遅れている。しかしながら6月に工事が開始し、12月末には建物が完成予定であり、その後、指定の手続きを経て来年2月に開設予定である。

以上。

～ 閉会 ～